

労働基準監督機関の職権の委任等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月11日

京都市人事委員会  
委員長 彦惣 弘

京都市人事委員会規則第5号

労働基準監督機関の職権の委任等に関する規則の一部を改正する規則

労働基準監督機関の職権の委任等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第2 2次長の項中「第88条第2項」を「第88条第1項」に、「第88条第1項」を「第86条第1項」に改め、同表3次長の項中「第88条第2項」を「第88条第1項」に、「第10条第3項及び第56条第3項」を「第10条及び第56条」に改め、同表3調査課長の項中「第88条第2項」を「第88条第1項」に、「第41条第3項及び第76条第3項」を「第41条及び第76条」に改め、同表4次長の項中「第88条第2項」を「第88条第1項」に、「第5条第3項及び第96条第4項」を「第5条及び第96条第1項」に改め、同表4調査課長の項中「第88条第2項」を「第88条第1項」に、「第44条第3項、第85条第3項及び第129条第3項」を「第44条、第85条及び第129条」に改め、同表5次長の項中「第88条第2項」を「第88条第1項」に、「第10条第3項」を「第10条」に改め、同表5調査課長の項中「第88条第2項」を「第88条第1項」に、「第28条第3項」を「第28条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(人事委員会事務局)